

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

子育て・若者支援特別委員会 会議録

令和 7 年 6 月 1 0 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子 育 て ・ 若 者 支 援 特 別 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|------------------|--|--|
| 1 開会年月日 | 令和7年6月10日（火） | |
| 2 開 会 場 所 | 議会第3会議室 | |
| 3 出 席 者
(12人) | 委員長 松 村 智 成
委 員 大 浦 美 鈴
委 員 吉 岡 誠 司
委 員 本 目 さ よ
委 員 松 尾 伸 子
委 員 高 森 喜美子 | 副委員長 木 村 佐知子
委 員 村 上 浩一郎
委 員 中 澤 史 夫
委員(議長) 石 川 義 弘
委 員 中 嶋 恵
委 員 秋 間 洋 |
| 4 欠 席 者
(0人) | | |
| 5 委員外議員
(0人) | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副 区 長
副 区 長
教 育 長
人事課長
経理課長
区民部長
子育て・若者支援課長
（仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長
子ども家庭支援センター長
障害福祉課長
健康部長
健康課長
保健サービス課長
教育委員会事務局次長
教育委員会事務局庶務課長
教育委員会事務局教育施設担当課長
教育委員会事務局学務課長 | 服 部 征 夫
野 村 武 治
梶 靖 彦
佐 藤 徳 久
飯 田 辰 徳
田 渕 俊 樹
前 田 幹 生
河 野 友 和
海 野 和 也
田 畑 俊 典
井 上 健
水 田 渉 子
大 網 紀 恵
塚 田 正 和
佐々木 洋 人
山 田 安 宏
中 島 伸 也
仲 田 賢太郎 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

教育委員会事務局児童保育課長	村 松 有 希
教育委員会事務局放課後対策担当課長	別 府 芳 隆
教育委員会事務局指導課長	宮 脇 隆

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	櫻 井 敬 子
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	議会担当係長	女部田 孝 史
	書 記	藤 村 ちひろ

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 第57号議案 東京都台東区保育所等保育料条例の一部を改正する条例

案件第2 陳情7－4 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業についての陳情（5月21日取り下げ願提出）

案件第3 陳情7－7 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業についての陳情（新付託）

案件第4 子育て及び若者支援について

◎理事者報告事項

【区民部】

1. リフレッシュ等を目的としたベビーシッターによる一時預かり利用支援事業の拡充について……………資料1 子ども家庭支援センター長

【教育委員会】

1. 石浜橋場こども園における預かり保育事業の拡充について……………資料2 学務課長
2. 保育所等を利用する世帯への支援の拡大について……………資料3 児童保育課長
3. 令和7年4月保育所等の入所状況について……………資料4 児童保育課長
4. 保育所等における物価高騰への支援について……………資料5 児童保育課長
5. 谷中保育園隣接地の取得について……………資料6 児童保育課長
6. 令和7年4月放課後対策事業の利用状況について……………資料7 放課後対策担当課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（松村智成） ただいまから、子育て・若者支援特別委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、正副委員長就任後、初の委員会ですので、一言ご挨拶申し上げます。

皆様、改めまして、おはようございます。本日、初の委員長で、皆様には大変ご迷惑かけないようなことだけ心がけて頑張りたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

木村副委員長。

◆木村佐知子 副委員長 委員長と一緒に頑張りたいと思います。ご指導、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第57号議案 東京都台東区保育所等保育料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、教育委員会の1番、石浜橋場こども園における預かり保育事業の拡大について及び教育委員会の2番、保育所等を利用する世帯への支援の拡大についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第57号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 それでは、私から、石浜橋場こども園における預かり保育事業の拡充についてご説明いたします。資料は2番をご覧ください。

初めに、項番の1、背景でございます。近年、石浜橋場こども園の短時間保育では、入園者

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

数が減少しており、ニーズに変化が生じております。このような状況を踏まえまして、保護者へ利便性に関する調査を実施したところ、預かり保育の拡充を望む声が多く寄せられたことから、保護者ニーズへの対応を図るものでございます。

次に、項番の2、現状でございます。現在、石浜橋場こども園では、長期休業中を除く平日の午後のみ定員20名の預かり保育を実施しております。

次に、項番の3、拡充内容をご覧ください。今年度、表の中ほどでございます。現行の体制の中で対応が可能な範囲で事業を充実することといたしまして、夏季休業中に定員5名で預かり保育を実施いたします。令和8年度以降につきましては、表の右側でございます。平日朝の時間帯の実施及び18時までの延長、土曜日の実施、長期休業中の実施、以上の3点をいずれも定員20名で実施いたします。

次に、項番の4、預かり保育料でございます。預かり保育料につきましては記載のとおりで、ほかの区立こども園の料金体系を基準に設定をしております。金額につきましては、利用時間数に応じまして、平日が120円から640円、土曜日及び長期休業中は880円から1,520円といたします。

最後に、項番の5、今後の予定でございます。本委員会の終了後、7月中旬から夏季休業中の預かり保育を先行実施しまして、令和8年4月から本格実施を予定しております。また、本件に関わります条例改正の議案につきましては、この後、児童保育課長より一括してご説明を申し上げます。私からは以上です。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 引き続き、報告事項、教育委員会の2、保育所等を利用する世帯への支援の拡大についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料3をご覧ください。初めに、項番1、概要です。保育所等を利用する世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降としている保護者負担の減額や利用料助成の対象を第1子まで拡大するなど、支援の充実を図るものです。

次に、項番2、施設別の支援の内容です。（1）認可保育所、認定こども園等については、第1子と第2子以降の区別なく、利用する全ての児童の保育料を保護者負担なしとします。

次に、（2）認証保育所、認可外保育施設については、助成額の上限をゼロから2歳児は月額8万円、3から5歳児は月額7万7,000円に増額いたします。

次に、（3）私立幼稚園については、課税世帯における満3歳児の預かり保育利用料に対する助成として、保育の必要性のある満3歳児の第1子に対しても、1人当たり月額1万6,300円を上限として助成します。

次のページをご覧ください。（4）障害児通所支援事業所を利用するゼロから2歳の全ての児童について、サービス利用に当たって保護者負担なしとします。

次に、項番3、実施時期です。東京都の補助事業は、本年9月からの開始となっておりますが、本区においては、先行して本年4月からの実施といたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、項番4、補正予算額（案）です。歳入は、保育料の減額分と都の補助金増の相殺により記載の金額、歳出は、事業者や保護者への追加給付のため、記載の金額でございます。

最後に、項番5、今後の予定です。補正予算成立後、速やかに事業を実施してまいります。報告事項のご説明は以上です。

引き続き、第57号議案、東京都台東区保育所等保育料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、保育料を無償とする児童の範囲の拡大及び石浜橋場こども園における預かり保育事業の拡充のために提出するものです。

恐れ入りますが、資料3の3ページ、新旧対照表をご覧ください。まず、第1条の規定による改正についてご説明いたします。

第2条をご覧ください。保育所及び幼保連携型認定こども園において、保育、措置を行った際に係る保育料を0円といたします。また、保育料の金額算定に係る改正前の第2条第4項及び次ページの第5項を削除し、あわせて、6ページから16ページの別表1及び2を削除するほか、引用条文の整理や別表番号の繰上げなど、所要の改正を行います。

恐れ入りますが、18ページをご覧ください。続きまして、第2条の規定による改正についてご説明いたします。

石浜橋場こども園の預かり保育事業の拡充に伴い、第1条の規定による改正により、繰り上げた別表第3について、幼保連携型認定こども園の預かり保育料の区分を、記載の11区分設定いたします。

19ページに記載の附則をご覧ください。本条例は、公布の日から施行、ただし、第2条の規定は本年7月20日から施行します。また、本条例は、本年4月以降の保育料について適用し、既に徴収した保育料は還付いたします。最後に、東京都台東区立保育所条例についても引用する別表の番号の見直しをいたします。

ご説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第57号議案及び報告事項についてご審議願います。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 石浜橋場こども園の預かり保育の拡充についてなんですけれども、預かり保育の事業の拡充について、働くお母様にとっては大変ありがたい事業です。在園児の保護者の利便性に関する調査の実施とのことなんですけれども、こちら、アンケート内容の詳細について教えていただけますでしょうか。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 アンケートでございますが、本年の1月に、石浜橋場こども園の短時間在籍中の保護者に対して、L o G o フォームを活用しまして実施をし、30名から回答をいただいたものでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

新しい取組に関する保護者ニーズとしましては、ご希望の1位が長期休業中の預かり保育、2位が土曜日の預かり保育、3位が午後の預かり保育の延長という結果でございました。その他の要望、英語のクラスの希望等もありましたが、件数としては少なく、預かり保育のニーズが高いものというふうに考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

そうですね、やはり夏休みの長期だったりですとか、土曜日の6時までの拡大ということで、大変有効かと思えます。報告事項、ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

どうぞ、本目委員。

◆本目さよ 委員 第1子の利用料無償化に関しては、東京都のやるよって言っていたやつだと思うんですけども、東京都がやるよって言ったものなので、当然東京都が全額負担してくれるのかなと思うんですが、その辺り、どうなんでしょうか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 東京都の事業ですけれども、保育料減に対する補助のうち、区立園に係る補助については、東京都の負担が2分の1、区の負担が2分の1となっております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

年間、じゃあ、どれぐらい区で負担が増えるのかなというところを教えてくださいたいのと、あと、4月から遡って実施だよという話ですが、ほかにも4月から遡って実施する自治体があるかどうか。

あと、すみません、もう一つ、いいや、そこまでお願いします。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 お答えいたします。

保育料減のうち、公立保育園の分について今年度の児童数で試算をいたしますと、平年化した場合に1年間で約6,000万円、区の負担となる予定でございます。また、他の自治体の状況については、23区の中、確認をいたしましたところ、4月から開始するのは台東区のみというふうに把握しております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 4月から遡ってって、しかも台東区のみというようなところを評価したいと思います。

ただ、区に言ってもしょうがないんですけど、東京都がやるよって勝手に決めたのに6,000万負担しなよというふうに言われるのは、それは何か声を大にして抗議したいというふうに思います。その6,000万で何ができるかというのがないじゃないですか。ぜひ何かその辺

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

は区長会も含めて、お伝えいただければなというふうに思います。

あと、最後、認可外保育園については、指導監督基準を満たす施設が対象というふうに書いてあるんですけども、何かその辺、なかなかホームページとかで見てもたどり着けなかったりするんですよね。それについて、保護者はどのように分かったりするのか、通知するのかとか、どうそこに通う保護者は申請ができるのかみたいなのところ、伝わる工夫みたいなのところがあれば教えてください。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 認可外の保育施設に通う保護者の方につきましては、施設を通じての周知になるかと思うんですけども、そちらのほうを丁寧にやってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 よろしいですか。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 東京都が9月から、この保育料の第1子からの無償化を行うという点で、それを先んじて、台東区が4月から遡ってやる。しかも、児童発達支援等の障害児の通所支援までこれをやるというのは、非常に高く評価したいというふうに思っております。

その上で、石浜橋場のことでちょっとお伺いしたいんですが、ちょっと実態を少し教えていただきたいんですが、現在、いわゆる短時間保育の児童で保育認定の1号ですね、1号以外のケース、いわゆる2号のケースというのは何人ぐらいいるのか。全体がどのぐらいいて、何人ぐらいいるのか、これちょっと教えてほしい。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 今年度、短時間に在籍されている25名のうち、新2号の方が1名、1号の方が24名でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ということは、基本的には、保護者が働いていない方が圧倒的に多いということですね。そういうことですね。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 ご指摘のとおりかと思います。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私、この延長保育については、反対するものではありませんけれども、認定がいわゆる1で、新2号というのは1人だけということでしたよね。そういう点では、いわゆる保育の必要性という点で、つまり保護者が働いていないご家庭で長期休業中の保育を望むと。これは気持ちは分らないことはないんですけども、どこまで広げるのかという問題はね、これは率直に言ったら議論しなければいけないところってあると思うんですね。

じゃあ、それはそういう問題提起だけはしておいて、もう一つは、今、区立幼稚園で預かり保育の延長をやっていますけれども、この保育士とか幼稚園教諭の人員の体制なんですね。こ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れが大丈夫なのかという、ここの問題はいかがですか。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 預かり保育の実施に当たりましては、まず、今年度ですが、先ほどご説明の中でも申し上げましたとおり、夏季休業中だけを実施するということで、今年度の実施内容は園側と協議をしまして、この実施内容であれば、保育士のシフト増等にはつながらないということで確認をしておりますが、来年度以降の本格的な実施に当たっては、体制の充実が必要であるというふうに考えておりますので、きちんと預かり保育を行えるというために、具体的にどのように人材を確保していくかということを現在検討している状況でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 区立幼稚園は、これ委託でやっているわけですよ。つまり全く別の事業者がやっているわけで、ただ、ここは区立の認定こども園なんで、区が直接やるということになるわけですね。区立の幼稚園だって区がやっているわけだけれど、ただ、ここは委託にして、ここは委託にしないと。私は委託にしないほうがいいと思っていますけれども。

そういう点では、ただ、ネックなのは、やはりただでさえ人材確保が大変な保育士、幼稚園の教諭、しかも今度、誰でも通園、私、反対ですけど、これについてやるような体制まで見通して、来年度はそれもやらなければいけないわけだね、ここは。恐らくそうなるわけですよ。そうでもないのかな。それは分かりませんけれども。少なくともそういう保育士確保の大変な中でこれをやっていくということでもありますので、先ほどのやはりこの保育認定、あるいは保育の必要性等の問題というのは、もう率直に言ったら、幼稚園が保育園化していますよね、はっきりと。これのところというのは、もう一度やはり、これは区だけじゃなくて、全体の傾向ですけども、この辺のところというのは、子供の最善の利益というのが、そのご家庭で違うとはいっても、何なのかというのをやはり私たちはよく見ていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 石浜橋場の延長に関しては、ニーズに応じてということだと思います。無償化に関しては、公明党としても進めていた部分でありますので、そういう意味では、いよいよ始まるなというところと、あと、台東区、本当、区だけ先に4月から始めるということで、すばらしいなというふうには思います。これ、手続に関しては、それぞれ園からいろいろ書類出していただいて、その中で思慮しながらというふうに聞いたんですけども、そういう形でよろしいのでしょうか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 委員がご指摘のとおりでございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 書類を出していただいて、処理って結構大変だと思うんですよね。なので、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ちょっと間違いないようにしっかりとやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 ほかにはよろしいですか。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

○委員長 次に、案件第2、陳情7－4、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業についての陳情を議題といたします。

本件は、前回の委員会で継続審査となったものでありますが、5月21日、陳情者から取下げ願が提出されましたので、事務局次長に朗読させます。

（櫻井議会事務局次長朗読）

○委員長 本件については、取下げを許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、本件については取下げを許可し、審査打ちりとすることに決定いたしました。

○委員長 次に、案件第3、陳情7－7、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業についての陳情を議題といたします。

本件は、新たに付託されたものであります。

事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

（櫻井議会事務局次長報告）

○委員長 それでは、本件についてご審議願います。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ただいまの陳情につきましては、会派台東むすびの会を代表し、意見を申し上げます。

保育従事職員宿舍借り上げ支援制度は、保育士の人材確保と定着を目的に住環境を支援する制度です。その趣旨は、認可施設に限らず、広く保育人材の待遇改善に資するものであると認識しております。企業主導型保育施設は、認可保育所の不足を補う形で設置が進められ、現在では、夜間保育や病児保育など多様なニーズに対応し、全国で約10万人の保育を担っております。台東区内でも、地域住民の子供が通い、待機児童対策の一端を担っていることは、これまでの委員会質疑でも確認されております。現場の保育士にとっては、設置主体の違いにより待

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

遇差が生じるのは納得し難い現状です。

一方で、企業主導型施設は認可基準が異なるため、区として補助対象とする妥当性や公平性について慎重な検討も必要です。ただし、待機児童ゼロとされる現状でも、企業主導型施設に通う子供たちは統計には含まれておらず、保育行政との関連性は依然としてあります。

よって、本制度は、保育士の待遇改善という大きな目的の下、設置形態にかかわらず議論されるべきと考えます。

当会派としては、制度の趣旨に鑑み、本陳情について趣旨採択が妥当と意見を申し上げて終わります。以上です。

○委員長 ほかに。

そしたら、ちょっと先に本目委員からいいですか。

◆本目さよ 委員 まず、前回継続の理由にもしました、現在、4月時点ですね、これから報告あると思うんですけど、待機児童数確認させてください。もしゼロだったとしても、実際には落ちたという、不承諾だったよみたいな話も聞いているので、もしそうだとしたら、そうしたご家庭の中で企業主導型保育を利用されているケースがどれぐらいあるのか、把握されていれば教えてください。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 お答えいたします。

本年4月の時点の待機児童数は0となっております。また、2つ目の質問なんですけれども、企業主導型保育施設を利用している方について、施設から住所が区内にある方については区のほうに報告をいただく仕組みとなっております。本年4月現在で、施設から頂いた名簿では、区民の方45人、その施設にいらっしゃるという報告でございます。また、そのうち45人の方のうち、台東区の認可保育所へ4月入所の申込みをされていた方、そちらの名簿と突合いたしました結果、区の申込みをされていた方が15人いらっしゃったという状況でございます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

15人いるということで、そんなに多くはないけれども、一定数はいるということで、台東区、認可に漏れてしまった人をきちんとカバーをしてもらっているというところが確認できます。

もう一つ、キャリアアップ制度とか、補助とか、いろいろな補助があると思うんですけども、東京都や区の補助制度について、補助率だったりとか、東京都が10分の10出すよというものもあれば、台東区もちょっと出すよみたいなものもあったりすると思うんですね。結構適用条件みたいなのはばらばらになっているというふうに認識しているんですけども、何かその辺全体の整理をきちんとしていかなければいけないんじゃないかと思うんですが、その辺りどうでしょうか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 企業主導型を含みます認可外保育所に対して、国や都の補助事業

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

を活用しながら、物価高騰対策であるとか、子供の緊急安全対策などの補助をさせていただいておりますし、委員からお話のありました保育士のキャリアアップ、こちらは区としても、区負担のある中で助成をさせていただいているという状況はございます。補助事業の必要性については、その目的ですとか、対象施設の状況など、総合的に判断して決定しているものですので、そちらについて、今後もその都度、必要性等について確認していく必要はあるかなというふうに考えております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

恐らくそのときにキャリアアップの補助とかは、区としても企業主導型にやるべきじゃないかって、私もその当時思っていたこともあるんですけども、じゃあ、制度を全部整理してみると、これはあるけれど、これはない、家賃補助はないじゃないかとか、分かりづらいことになっているのは確かだと思うので、全体の整理は必要なんじゃないかなというふうに言っておきたいと思います。

さらに、保育の必要性の認定方法についても教えて、認定方法、確認方法ですね。企業主導型に通うお子さんについて、保育の必要性はどのように確認ができるものでしょうか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 企業主導型保育施設への入所に当たって、区の保育の必要性の認定を受けていることは、必ずしも要件になっていないというふうに認識しておりますので、確認をしているものではございません。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

じゃあ、保育必要じゃなくても行けてしまうのかなというふうに、ちょっと気になる。これは、保育の第1子無償化にもちょっと関係しそうで、ちょっと気にはなるんですけども、そこは置いといて、制度の公平性を保つ上でも、もし今後、一定の書類や証明方法などの明確化は、この辺も含めて整理が必要なのかなというふうに思います。

あと、先ほど吉岡委員の話にもあったんですけど、夜間保育、病児保育とかも、あと、休日保育とかもやっていますよみたいなのを陳情書にも書いてあるんですけども、その辺りは台東区内の企業主導型保育の状況は、病児保育とかもあるんですかね。あったらありがたいですけれど。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 企業主導型保育施設を含みます認可外の保育施設については、東京都のホームページのほうで、その施設の状況を公表しているところでございまして、そちらによりますと、台東区にある8施設、企業主導型保育施設ありますが、夜間、24時間の保育に対応している施設はそのうちの1つ、また、日曜日の開所をされている施設は3つというふうに認識しておりまして、申し訳ありません、病児保育の状況については、区では把握をしてお

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

りません。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

何か全部やっていってくれたら、それはありがたいなというところなんですけれど、そこまでもないという感じですね。

最後に、先ほど吉岡委員から制度の趣旨についてもご説明があつて、制度の根幹が保育士の待遇改善であるという点は、私もその重要性をもちろん認識しているし、方向性として賛同しています。ただ、企業主導型施設への宿舍借り上げ支援の補助を拡大することについては、現時点ではちょっと私は賛成ができません。台東区においては、企業主導型まで対象を広げることまでは、特に先ほど、一定数受け入れてはもらっているけれども、でも待機児童ゼロを今回キープしているというところで、それならば認可の私立の保育所の支援だったりとか、あとは学童の保育士さんたちの支援だったりとか、そちらを優先すべきじゃないかなと私としては思っています。学童ね、認可としての学童ということですね。そういったところも含めて、同じ保育士さんだとしたらみたいところはあります。

台東区として、現状の台東区の状況に合わせて制度を持続的に、一度始めたらなかなかやめられませんので、運用していくためにも、今回は不採択とする判断が妥当かなというふうには考えていますが、ただ、保育士さんの、前回、皆さんの意見を聞いていると、趣旨採択という話も結構あったので、保育士さんの待遇改善、また、保育の質の向上という観点での、視点での趣旨採択なら可能です。実態と制度の整合性だったりとか、あと、公平性の観点からもその辺の補助制度の整理を丁寧にちょっと進めていただきたいなというふうに要望して、会派としては趣旨採択にしたいと思います。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 この企業型の保育というのの実態というのが、なかなか区では把握がし切れていないんだなというふうに今お話を聞いていて思いました。というのは、もともと企業が保育を始めるときに、働き手が不足している中で、パートでもいいから、一日のうちの4時間でも5時間でもいいから働いてもらいたいというようなところが、人材確保のために、保育もしてあげて、パートでもいいから働いてくださいねという、そういう形でそもそも始まっていまして、企業の人材確保のための保育という色合いが非常に強かったんですね。それが、保育をしている以上はちゃんと基準を満たしてくださいということになってきて、そして今に至っているわけけれども、やはり企業側としては、人材確保という観点は、これはもう完全に外すことができない観点であって、そこがパブリックな保育所とは基本的に質が違うんだろうというふうに思っております。

そういう中で、今回はパブリックな保育と同等の支援を求めているわけですが、その実態というのが、例えば夜間でも預かりますよと。うちは夜の忙しい仕事なんで、夜間預かるから働いてくださいという、そういう事業所だって、それはその事業所の勝手に設置するわけですか

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ら、なきにしもあらずなんです。そういうことを考えると、365日24時間そうやって預かって保育事業をするということが、預かられている子供の観点からすれば、いいことなのかどうなのかと非常に疑問を持つ部分があるんですが、そういうことについても、何時間誰がそうやって預けているかというような実態についてもなかなか把握し切れていないんですよ、企業主導ですから。企業がやっていることについて児童保育課がそこまで、箸の上げ下げにまで、言わば口を出すというようなところに至っていないわけですよ。

そういう中で、今回はパブリックと一緒にだから、うちのほうも家賃補助してくださいねという陳情なんですけれど、そこの辺は、私たちはもう少し現実を精査して、きちんと見てからじゃないと、これ一緒にいいですよと言い切れないんじゃないかなというふうに、私はこの陳情を見まして思った次第でございます。

役所としてその現実をどのように把握しているかということになると、今お話があったように、実態把握というよりは、数。それも東京都が把握している数もそれを認知しているというレベルであって、どのぐらいの時間帯にどのぐらいの子供が預けられているのか、そうした視点というのはあまり分かっていないというのが今の状況だなというふうに思いまして、もう少しこれは、事業型の保育に関しては、私たちも現実を知る必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、取りあえず意見だけ申し上げておきます。

○委員長 ほかに、訴えは。

次に、ちょっとごめんなさい、大浦委員、お願いします。

◆大浦美鈴 委員 今、同じ会派の高森委員の言うこともよく分かります。この企業主導型の保育事業というのは、本来国の委託を受けた児童育成協会が整備や運営に関わっているということなんです。それを鑑みますと、この宿舍借り上げ事業の支援対象に含めることというのは、もうかなり慎重に議論しないとなかなか答えが出せないことだと思っています。

本来ならば、今回の陳情は、自民党会派としては不採択にする内容ではございます。ただ、保育人材の確保や定着及び離職防止を図ること、これはなかなか放っておけない保育全体の課題であると認識しておりますので、それを踏まえまして、趣旨採択なのかなって思っております。これは保育施設全体の支援の在り方について整理すべき時期が来ていることは確かにあります。それを申し添えてあえてお話しさせていただきました。

○委員長 じゃあ、自民党は趣旨でいいですね。

秋間委員、よろしいですか。

お願いします。

◆秋間洋 委員 結論は趣旨採択を求めたいと思っております。ただ、幾つも考えはあります。

まず、この根本問題というのは、保育士の給料が安過ぎるという問題が根本にはあるんですよ。これって、大体2000年から2016年の間に、保育士の給料というのは実額で下がったんですよ、が一っと。これは新自由主義ですね、保育の市場化の流れであります。これが背景にあって、これ、先ほど本目さんが言ったように、継ぎ足し継ぎ足しだから、分かりにくいから整理

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ということになるんです。今のね、大体、備蓄米のあれと同じ、随意契約と同じですよ。カンフル剤にはなるけれども、日本の農業と米の安定供給にはつながらないんです。だから……。

（「そちら・・・の話」と呼ぶ者あり）

◆秋間洋 委員 いや、そういうことなんです。つまり、こういう継ぎ足しをやっていくと、どんどん分かんなくなって、この公的保育そのものが崩れていってしまうんですよ。それが決定的に崩れたのが、保育士の給料に表れているんですよ。だから、こういう家賃の補助というのは必要になる。これはいいことです。だけれども、この給料というのは、それは一時金や年金や、あるいは何だ、などには跳ね返らない福利厚生費みたいなもんですよ。だから、そういう点では、将来を担う子供たちの本当に安定的な保育を公的保育で支えていくというのは、ちょっと一番違う組織がこの企業主導型なの。企業主導型というのはそういうことなんです。

だから、そここのところを考えたときに、私たちは国会で大反を対やりました、これ、企業主導型入るときに。皆さんの党どうだったか知らないよ。多分賛成したんだと思いますよ。それは、保育の究極の市場化だからなんです。

ただ、私、視察に行ってきました。実は前回行けなかったんですね。だから、すぐその後、直後に行ってきましたけれども、まあ、真面目にやっていますよ、本当に。

だから、先ほど、分からないというのなら、私たちみんな視察に行ったらいいと思う。ただ、恐らく経営は不安定でしょうね、不安定だと思います。だって今どんどん保育の企業主導型は子供が集まらずに廃業ががーっと増えていますから。台東区内の保育所がそうだったわけじゃないですよ。だけれども、もう全国的にはそういう傾向があると。

あと、先ほど大浦委員が言ったみた、この児童育成協会、この間指摘しましたけれども、委員会で。まあめちゃくちゃですよ。利益相反の組織ですよ、率直に言ったら。自分たちで認定して交付を決めて、監査までやってしまうわけだから。監査を外部委託にして、パソナがやるとか、こういう、本当に、何ていうんですか、ブラックボックスをつくっている施設です。ただ、現場に行けば、本当に真剣に子供たちと向き合っている保育士がいます。ですから、そういう点では、私はここは趣旨採択と。

ただ、企業主導型で働いている保育士さんに知っていただきたいということは、やはり生涯勤められるところじゃないと思うんです、私は。それをやはり、むしろ私は、台東区などで働いてほしいと。

ちょっと聞きたいんですけれども、だから、ヘッドハンティングしろというわけじゃないですよ。区立保育園、今年の4月の、今年度の当初の保育士の確保状況ですけれども、求人数と確保数を教えていただきたい。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 保育士の採用状況のご質問ですので、人事課よりお答えいたします。

採用予定者数15名としておりましたが、実際に今年度、採用した人数としましては9名でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 15人で9人ですね。やはり確保できていないんですよ。半分は確保できたけれども、確保できていないと。あと、前年の当初と比べ、今回のこういう区立の保育士の数というのはどういうふうになっていますか。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 答えいたします。

石浜橋場こども園を含みます区立保育園の常勤保育士の人数を昨年度と比較しますと、今年度4月時点では203名でございまして、昨年度より3名の減となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 常勤の保育士は3名の減なのですが、私の調べだと、会計年度任用の職員というのは4名減、トータルからすると、やはり7人減になっているのかな、ということです。逆にそれを穴埋めしているのが派遣であります。派遣が89から92に増えていると。この5年間の推移で見ると、常勤会計年度を入れた保育士、区立の保育士の数はマイナス9です。派遣が34プラスになっていると。つまり、派遣にここまで頼らなければ台東区立の保育所が運営できないという、こういう現状が明らかになっているわけですね。

そういう点で、私やはりこういう、ただ、区立の保育士も家賃補助はないわけですよ、率直に言ったら、それだけ見ればね。ただ、これは将来にわたって給料がきちんと、ちょっと会計年度はまた別よ、だけれども、上がっていく展望があって、ここがほかの民間の保育士と違うところで、幾ら民間では働いても給料がなかなか上がらない、こういう流れの中である。だから、長く保育士として専門家として働きたい職場というのは、やはり安定してそういうところで、今、企業主導型、これは政府がひどい制度をやってしまったから、これはここに行かざるを得ないというところはあるかもしれないですけど、あと、目先の給料だけだったらというのはあるかもしれないけれど、やはり安定的にいくというのはそうだと思うんですね。

私、最後にちょっと聞きたいのは、保育士の給料なんです。先ほどちょっと大ざっぱに言いましたけれども、全職種平均と比較してどのぐらいの今水準にあるのかということを、ぜひ。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 こども家庭庁が公表しております資料を基に確認いたしましたところ、全職種の平均賃金、令和5年度では月収換算でおよそ36.9万円に対し、保育士の平均がおよそ32.1万円となっております、単純計算ではございますが、全産業の約87%というふうな数字になってございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど言ったように、2000年から2016年まで、保育士の給料は実額で下がり続けてきたんですね。例えば20代でいいますと、20から24歳でいうと、2000年のときが278万円だったのが、267万円に16年間で減っています。あと、真ん中ぐらいでいうと、35歳から39歳で401万から337万と70万減っています。ベテランの保育士、55から59歳のところでいくと、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

596万から380万と、何と200万減っているわけですね。実額ですからね、これ。これは何でこういうことが起こったかという、これはもうはっきりしている。2000年に株式会社が、それまで社会福祉法人しかできなかった運営の認可保育所を株式会社が運営できるようになった。それから、2001年から始まった小泉三位一体の構造改革で、これで区立とか市立の保育所、これはもう一般財源全部使わなければ運営できないという、こういう仕組みにして、全部委託。だから民間がいく。しかも株式会社は認める。こんな中でがんがん労働者の賃金を下げてきたわけですよ。認可保育所でいえば、社会福祉法人でいえば、全収入の大体8割から9割が人件費です。しかし、小規模保育所だとか、あるいは企業型というか、企業主導型は私は知りませんよ。だけれども、大体そういうところの企業型の運営の認可保育所というのは5割を切る、保育士への給料が、ここに大きな問題があるんだということで、先ほど米の言いましたけれど、子供たちの問題も目先のことでやっていたら国が減びてしまうんだよ、このようなのは。

だから、私はこの趣旨は賛成するけれども、企業主導型はなくなってほしい。そういう、非常に皮肉なんだけれども、今回、緊急米を認めるけれども、しかし、減反政策は駄目だと、これを言っていくのと同じこと。だから、そういう意味で趣旨採択というのを、ちょっとすみません、いろいろ展開してしまって。そんな意味であります。

○委員長 備蓄米なんですけれどね、緊急米ね。

石川委員、お願いします。議長、お願いします。

◆石川義弘 委員 台東区内の企業保育園の大きさをちょっと聞きたいんですが、先ほど台東区内では45名行っているというんですが、8か所って言いましたっけ。ここにはトータルどのぐらいの方が、ほかの区からも入っていますよね。企業だから、当然のことながら。どのぐらいの大きさなんですかね。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 定員というところでございますと、8施設の定員の合計は90名となっております。

○委員長 石川委員。

◆石川義弘 委員 大きい企業って、一流企業が企業をやっているようなところはあるんですか。

○委員長 児童保育課長、答えられますか。これは企業名とかって言っても大丈夫なものなんですか。まあ、任せます。公表されているはずだけれど。

児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 東京都のホームページのところの一覧の中には、設置者ということで名前は公表されているところでございます。

○委員長 石川委員。

◆石川義弘 委員 余り大きいところはないというふうに考えていいんですか。まあ、大きい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

というとなかなか難しいだろうけれど。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 大きい、すみません、捉え方があるとは思いますが、何と申し上げたらいいのか。

◆石川義弘 委員 いいです、いいです。

○委員長 まあ、じゃあ。

◎村松有希 児童保育課長 株式会社ですね。

◆石川義弘 委員 分からないね。

○委員長 余り分からないということで。

石川委員。

◆石川義弘 委員 いいです、いいです。

実は、歯医者で企業内歯科をやっているのが1件あるんですよ。それは、衛生士さんの確保。

(「それは違う形ですよ」と呼ぶ者あり)

◆石川義弘 委員 うん、違う形。

(「治療院でしょう」と呼ぶ者あり)

◆石川義弘 委員 うん。形は違うんだけれどね。それは完全に確保なんですよ、人材確保。それで、辞めてしまうとつながらなくなるというんで、どうしても抱えておきたいというんでずっとやっているんですが。

(「あれは認可ですから」と呼ぶ者あり)

◆石川義弘 委員 認可ですけどね。

意外とそういうケースがやはり多いのかなって思ったのと、もう一つ、実はもっと大きい企業がやっているのかなと思ったら、そうでもなさそうなので、確かに安定的にいくのにちょっときついのかなと。本当は大きい企業がやって、生涯の収入も含めて安定的に入ってやってくれるような企業があればいいかなと思ったんですが、秋間委員が言っている意味というの何となく分かる気がするんで、またしっかり少し勉強させてもらおうかなというふうに思います。

○委員長 それでは、元に戻ります。

では、中嶋委員、お願いします。

◆中嶋恵 委員 結論だけ、趣旨採択でお願いいたします。企業主導型の保育園の共有の機会が少なく、8園の施設がほぼ共通の見解で提出されているというのを伺っております。正規の職員が二、三名だとしても、二、三十万の保育料の利益をのつける、収入は認可保育園と変わらないと思いますので、趣旨採択でお願いいたします。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 結論から言いますと、私も趣旨採択でお願いしたいと思います。私も自分なり考慮いたしましたし、他の委員からもいろいろ意見を聴取した結果、そういう結論に至りました。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 では、中澤委員、お願いします。

◆中澤史夫 委員 前回の陳情が取下げ、新しく陳情を出されたということで、ちょっと気になる点もいろいろあるんですけれども、その他の人数が削られて1人になってしまったのかなというところもありますし、内容的にはほぼほぼ変わっていないのかなという気がします。

まず、企業型保育施設というのは、これは企業が主導でやっているという観点ではいるんですけれども、基本的には企業が全てやっていくということが前提だと思います。区のほうにこういう陳情されて、気持ちは分かりますけれども、従来は国とか都に出していただくべきのかなという気もしますし、その辺の内容がしっかり本人は分かっているのかなというところもなかなか読めない部分もございます。

ただ、病児保育ね、保育関係に携わっていただいていますし、台東区内でも45名の方が通っているという事実もありますので、そういう面では、なかなかこれがすぐかなうかどうかというのは難しい部分はあると思うんですけれども、会派としては趣旨採択でお願いしたいと思います。

○委員長 よろしいですね。

これより採決いたします。

本件については、趣旨採択の意見が多数でありますので、趣旨採択することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、案件第4、子育て及び若者支援についてを議題といたします。

本件については、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

初めに、リフレッシュ等を目的としたベビーシッターによる一時預かり利用支援事業の拡充について、子ども家庭支援センター長、報告願います。

子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 それでは、リフレッシュ等を目的としたベビーシッターによる一時預かり利用支援事業の拡充について説明いたします。

資料1をご覧ください。初めに、項番1、目的です。都の補助金を活用して実施している本事業につきましては、都の補助要綱が改正され、一部対象者の補助対象期間や利用上限時間が拡充されたことに伴い、本区においても、この改正を活用して事業の拡充を図るものでございます。

項番2、拡充内容です。まず、(1)補助対象期間につきましては、現行満9歳に達する年度の末日までが補助対象となっている障害児について、満12歳に達する年度の末日までに拡充いたします。

なお、障害児以外の利用者の対象期間に変更はございません。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、（２）利用上限時間をご覧ください。まず、障害児については、現行児童１人当たり年144時間だった上限時間を288時間に拡充いたします。次に、独り親家庭についても同様に年144時間の上限時間を288時間に拡充いたします。次に、多胎児については、現行満６歳に達する年度の末日までの多胎児は、既に年288時間に拡充されておりますが、満９歳に達する年度の末日までの全ての多胎児が288時間に拡充となります。

恐れ入りますが、資料２枚目、項番３、補正予算額（案）をご覧ください。歳入歳出ともに336万円を計上しております。

項番４、適用時期につきましては、令和７年４月１日に遡及して適用となります。

最後に、項番５、今後の予定をご覧ください。本委員会でご了承いただいた後、事業拡充の周知を図り、７月より今年度の申請受付を開始いたします。

リフレッシュ等を目的としたベビーシッターによる一時預かり利用支援事業の拡充についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

では、吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ベビーシッターの利用上限時間を拡充していく中で、実際ベビーシッターさんが見つからなくて利用できなかったというようなお声とかいうのは届いていますでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 子ども家庭支援センターでは、定期的に利用者の方にアンケートを実施しておりまして、その中では、利用が満員で必要なときに利用できなかったといった意見も頂戴しているところでございます。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 今後も拡充していく中で、同じようにそういった声がないか注意していただきまして、確認していただければと思います。要望して終わります。以上です。

○委員長 ほかに。

では、中嶋委員からお願いいたします。

◆中嶋恵 委員 報告ありがとうございます。

ベビーシッター利用について、利用者自身でベビーシッター事業を選ばれると思うんですけども、利用実績について教えていただけますでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 令和６年度の実績を申し上げます。利用した児童数の実人数になりますが、767人、延べの利用人数は１万215人となっております。令和５年度の実利用児童数が635人、延べ利用人数が7,785人でしたので、比較いたしますと、増加をしている状況でございます。また、令和６年度における年間の延べ利用時間は約４万400時間となっております。こちらも令和５年度の３万400時間と比較して増加傾向という

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

状況でございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 増加傾向ということで、ありがとうございます。

現在どのような方が利用されているかも併せて教えていただけますでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 こちらの事業につきましては、年4回、利用した後に補助申請をしていただくというような形を取ってございます。その中ではどういった方が利用しているかといったところまで現状は取っておりませんので、把握はできていない状況でございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 現状は把握していないということですが、今後は区のほうでも把握していただけということですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 先ほど吉岡委員のご質問にもお答えしたとおり、定期的にアンケートを取らせていただいております。今回、独り親であるとか、障害児の家庭への拡充を図ってまいりますので、今後はそのアンケートの中で可能な限り利用状況というところを把握していきたいと考えてございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 はい、分かりました、安心しました。

拡充になる独り親でしたり障害者のお母様が、このような事業を知らなかったことが多かったり、使いづらさというのを感じたりしたりもしますので、その辺りも意識しながら周知をいただけますよう、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ほかに。

秋間委員、お願いします。

◆秋間洋 委員 今皆さんから出たように、利用の実態が少しずつ分かりました。

ただ、今回、拡充しているのは、障害児、あと、独り親、多胎児などの世帯なんですね。その中身は、今までの実績というのは、ちょっとこれからアンケート等で把握していくということなんでしょうけども、ただ、今回これを前面に出したという、何ていうのかな、施策の必要性とか、あるいは立法事実とか、そのようなものというのが何かあったんだと思うんですよね、私はね。そういう点では、先ほど、今、中嶋委員からもありましたけれども、私、実は3人ばかり、重い障害を持つ方の保護者から話を聞いたら、全員知りませんでした、この制度を、実は。全員知りませんでした。そういう点では、どういうふうな周知をこれまでこの人たちに対して、障害児、独り親家庭、多胎児などについて、ご家庭に行ってきたのかと。これはどうなんですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 本事業は令和4年度から開始をしております、その事業開始からホームページ、広報たいとう、LINEなどのほか、関係課へのチラシ配付といった方法で事業全体の周知を行ってまいりましたが、今、委員からご質問いただいたような障害児、独り親、多胎児家庭に特化したような周知はこれまでは行ってきておりません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それは、ぜひこれからやるべきだと思うんですが、そこはどうですか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 今回、障害児、独り親等に対して支援が拡充されていますので、障害福祉課、あるいは子育て・若者支援課といった関係課とも連携・協力して、周知に努めていきたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 障害児というのは、どこまで障害児かという、これは非常にあるんですけども、ちょっと私、事前に聞いたら、通所支援、先ほどの保育のところでも、児童発達支援などのあれが無料になるってね、第1子からというのがありましたけれども、そういう通所支援の対象であれば、つまり手帳とは関係ないということは確認しているわけで、そういう点では、そこまできちんとやるとしたら、それなりの周知の仕方というのは小まめにやらないといけないというふうに思います。児童発達支援や、あるいは放課後デイ、全てのところにやる必要はあるし、あと、もちろん障害福祉課はしっかりとやると。あと、独り親については、8月にやる児童扶養手当等の給付の時期、一番聞き取りやるわけですから、このときにこういう制度があるというのをきちんとやると。そういう小まめに周知していただきたいと思います。

ただ、問題は、これ直接契約なんですよ。ですから、区はお金を出すだけって、今回、調査をやるから非常にまた政策的に一步踏み込んでぜひやっていただきたいと思うんですけども、この直接契約なんで、実際に本当に切実にシッターさんを求めている方に届いているかというところというのは、多分もうちょっと広い、俯瞰的に見ていく必要はあるんじゃないかというふうに思っています。特に重い障害のある子供なんですね。一番敬遠されてしまうのが、自傷、他害、多動、そういう、本当になかなか受け入れてもらえないという、ほかの障害福祉サービスもそうなんですけれども、であると。そうすると、率直に言ったら、今、東京都内にある、補助の対象になっている、知った事業所は幾つもありますけれども、ここでこういう重い障害を扱える事業所というのがあるのかという点では、どうなんですかね。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 現時点で東京都が認めている事業者のうち、障害児のみを対象とした事業者はまずございませんが、各事業所に確認をしましたところ、そういった、障害児の家庭でベビーシッターを実施した実績を有するという事業者は複数ございました。一方で、お預かりするお子様の状況によっては専門的な知識、スキル、あるいは経験といったものが必要となることも想定されます。実際に対応できるかというところはそれによって異な

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ってまいりますので、利用者が事業者へ直接問い合わせさせていただく必要が出てくるかなとは考えてございます。

東京都のほうでは、今後、認定事業者に対して、障害に対する研修受講を推奨していくというふうに聞いておまして、令和8年度以降は、そういった研修を受講したシッターの派遣を必須とするといったようなことも聞いてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど言った、自傷、他害、多動、こういう子供は本当にスキルの要る、シッターさんのスキルが必要になります。そういう点では、本当に、ただ、一番受け入れてもらえない悩み・苦しみというのが深いので、逆にこれはもう直接契約で金を出すだけって、言葉は悪いけれどね。金を出すだけって今なっているけれど、金と同時に人も育てるぐらいの、やはりそういう重度の子供にも対応できるようなものというのは、これはもう率直に言ったら市場ではできません。きちんと区で、あるいは都で、都はそういうふうな研修やると言っていたけれども、やっていくという必要がある。ここはやはり直接契約、市場原理というわけにいかないと思う。なんで、そこのところはぜひそういう、シッターさんが派遣できるような事業所を育てる、あるいはつくと、こういう点で、私は、今すぐというわけにはいかないと思いますけれども、台東区はそういうところでの役割を果たすべきだというふうに意見だけ申し上げておきます。

○委員長 ほかに。

本目委員、お願いします。

◆本目さよ 委員 今回、東京都の制度改正で、4月から独り親とか障害児・多胎児の利用上限、拡大されるよと聞いていたので、台東区、どうなるのかなというふうに思っていたら、対応をしていただいて、恐らく東京都が要項を出してきて、すぐ対応していただけたのかなというふうに思っているんですけども、よかったと思います。

ただ、上限時間とかも拡大をすることによって、これ、多胎児の場合は変わらないんですけども、例えば1人当たり年間288時間、合計で576時間まで利用ができるようになって、1時間当たり2,500円として計算すると、年間で144万円を一旦立て替える必要があるんですよ。現在、年4回の精算なので、1回当たり、単純に4で割っても30万円以上立て替えることになってしまいます。じゃあ、独り親で多胎児、双子ちゃんがいるご家庭だったら、そんなに立て替えられるのかと、1馬力で。家計的にこれから毎回立て替えていくのはかなり負担が多いと思うので、精算のタイミングをもっと柔軟にできないか、ぜひ、前から言っていることなんですけれども、再検討していただきたいと思います。

あと、制度拡充によって利用者がさらに増えると。先ほど、利用者は増えていますよという話だったんですけど、事務作業の負担も確実に増えていくんじゃないかと思うんですね。提出する、補助金申請をするのも、ちょっと大変ではあるんですけども、頂くためにということで、保護者の皆さん申請しているけれども、チェックするほうもあれ全部チェックしてい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

るんじゃないかと思うんです。あの辺、利用状況のチェックとか精算書類とか、外部委託で業務を一部担っていただいている自治体も、多分近隣自治体であるというふうに聞いているんですけれど、その辺どうなのでしょう。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 現在23区において、本区を含めまして、19区で本事業を実施しておりまして、そのうち11区は申請受付業務を外部委託しているという状況でございます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

ぜひ、そろそろそれも考えてもいいのかなというふうには思っていますので、ぜひ月一で精算できる代わりに外部委託するとか、そういったところもお願いしたいと思います。

さらに、先ほど秋間委員からお話がありましたけれど、障害のあるお子さんを預かってもらいたいご家庭にとっては、受入れ可能なベビーシッター会社は本当にどこだか分からないよ、どんなご家庭にとっても、どこのベビーシッター会社がいいか分からないよというのはよく聞くところなんですけれども、さらに何か障害のあるお子さんについては、受け入れますというのを明記も多分余りしないと思いますし、逆に受け入れませんとも明記しないと思うんですね。一件一件電話しなければいけないって、本当に大変だと思うので、対応可能な、対応可能性がある、可能なとまではいかないです。可能性がある事業者の一覧をぜひ公開とかしていただきたいなというふうに、東京都なのかなと思うんですけれど、その辺ってどうでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 今ご指摘いただいたとおり、障害児の方も対応できる事業所を把握するということは、利便性向上の観点からも重要であるというふうには、まず認識をしてございます。事業者を認定する東京都においては、ホームページ等での公表は予定していないというふうに聞いてございます。一方で、先ほどご答弁いたしましたとおり、東京都のほうは障害に対する研修をこれから行っていくというふうにも聞いてございます。ですので、区といたしましては、東京都に障害児受入れの状況を明示することを求めると同時に、本区においても、そういった研修を受講した有無については、そういったものを表示するなど、分かりやすい案内を検討していきたいと考えております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

ぜひ、なるべく問合せの手間を少しでも少なくできるようにしていただきたいのと、あわせて、ふだんから訪問看護とかですかね、障害児と関わっている福祉事業者の方々に対して、この制度のベビーシッターの事業者として登録を働きかけるというのも一つの手段なんじゃないかなというふうに思っています。都議会でもそういう話をされていて、慣れている支援者が別制度で関わってくれるなら、そりゃあやはり安心できる場と安心できる人、いつも慣れている

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

人というのはすごく大事なところなので、その辺、保護者もちろん、保護者もそうだし、子供の安心感も高まって、レスパイト支援にもつながると思うんですけども、そういった検討を進めていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畑俊典 子ども家庭支援センター長 今委員がおっしゃったとおり、利用される方にとっては利便性が高い面もあるのかなというふうには認識をしていますが、ベビーシッター事業者に登録申請を行うかどうかというところは事業者自身の判断にまづなります。また、認定を行うのも東京都となっておりますので、子ども家庭支援センターとして、直接働きかけができる点というのは少ないのかなとは思いますが、ただいまの意見につきましては、障害福祉課とも共有した上で、そういった事業者に対して本事業の案内を行うなどの対応を行っていきたいと考えております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 人員が多分そんなに多くないと思うので、手を広げられるかみたいなのところもあると思うんですけども、そもそも、じゃあ、事業者がこういった制度を知っているかみたいなのところもあると思うので、ぜひ障害福祉課のほうから、少なくとも制度の周知はしていただきたいのと、こういうのが始まっていて、利用者さん、利用する意向があるかもしれないですよというところは伝えていただきたいと、これは強く要望して終わります。

○委員長 松尾委員、お願いします。

◆松尾伸子 委員 今回の拡充については、利用者にとって本当にレスパイトという観点ではよかったなというふうに思っておりますが、一方、12歳までに拡充されたり、時間も増えるということで、やはり先ほど秋間さんもおっしゃっていましたが、それに対応できるスキルがある事業所なのかということが、とても大事だって私も思っております。実際私も多胎児で重度の方を扶養されているというご家庭もよく知ってまして、12歳ぐらいになりますと、かなりの体力が、特に男の子などはあって、本当に親御さん、大変な思いをされてまして、そういうご家庭のやはり支援をしていくということに関しましては、スキルアップもしっかりしていただきたいということがあります。先ほど、障害に特化している事業所はないというふうにおっしゃっていたので、その辺をちょっと懸念するところではあります。研修をしっかり受けていただくのはもちろんなんですけれども、やはり、本目委員もおっしゃっていましたが、情報をしっかりと届けていただくということが、私自身もすごく大事だというふう実感していますので、先ほどもおっしゃっていましたが、情報をしっかり出していただくというのも、私のほうからもぜひやっていただきたいと、要望させていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

ただいまの報告については、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 次に、令和7年4月保育所等の入所状況について、児童保育課長、報告願います。

児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 それでは、報告事項、教育委員会の3、令和7年4月保育所等の入所状況について、ご説明をいたします。資料4をご覧ください。

初めに、項番1、全体の概要です。定員は4,369人で昨年4月との比較で72人の減、園児数は3,771人で25人の減、入所率は86.3%で0.8ポイント増となっております。

なお、先ほども申し上げましたとおり、待機児童は令和5年から引き続き0となっております。

項番2、類型別入所状況です。まず、一番上の区立認可保育所は、定員が2人、園児数が18人減となっております。私立認可保育所は、定員が20人、園児数が51人増となっています。これは北上野緊急保育室の閉室に伴い、4、5歳児の受入先が私立認可保育所となったことや、需要に合わせた定員の調整などによるものでございます。認定こども園は、前年とほぼ同様で、引き続き高い入所率となっています。小規模保育所は、うれしい保育園谷中の閉園などにより定員が20人減となっていますが、園児数は昨年と同様です。事業所内保育所は、園児数が定員に達している状況、家庭的保育事業は、前年と同様です。次に、緊急保育室です。これは待機児童対策のために設置した区立の認可外保育所ですが、開設期間が令和7年3月31日までと決定していたため、現在は閉室しております。最後に居宅訪問型、こちらはベビーシッターですが、利用が3人減となりました。東京都が独自の基準により設置した認証保育所や、国が仕事と子育て両立のために推進する企業主導型保育事業については、記載のとおりでございます。

最後に、参考として5年間の推移を記載しました。令和3年以降、入所率が低下する中、区が定員変更等により供給を調整することで入所率はやや上昇しております。定員については、需要に応じて、引き続き適切な対応を図ってまいります。ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 これは毎年聞いていることなので伺いたいと思います。今回の申請で認可保育所を希望しながら入れなかった子供たちはどのぐらいいるんですか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 4月入所の申込みをされた方のうち、待機児童には含まれない未入所の方の数ですが、こちらは263人で、昨年度と比べまして、43人の増となっております。

(委員長退席、副委員長着席)

○副委員長(木村佐知子) 秋間委員。

◆秋間洋 委員 内訳も教えていただけますかね。

○副委員長 児童保育課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎村松有希 児童保育課長 内訳でございしますが、育児休業延長の意向がある方が105人、特定の保育園を希望されている方が129人、企業主導型保育事業や認証保育所などの地方単独事業を利用されている方が29人となっております。

○副委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 昨年、いわゆる育児休業延長の意向の方が142人で、これは減っているんですね、105と減っています。ただ、特定の保育園を希望している方が55から129に増えてしまった。これ、特定の保育園を希望している方のいわゆるカテゴリーですけれども、これはどういうことなんですか。

○副委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 入所希望の際に、希望する園が3園以内の方、また、一次調整の結果、空いている園の情報を提供したにもかかわらず、希望園の変更をされなかった方がこちらに該当いたします。

○副委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 いわゆる3つ以上のところで決めないととか、そういうふうな形で、いわゆるその方がどうしてもここには行けないんだということで、いろいろ第10希望ぐらいまで出すわけだけれど、そこまで出さない人たちですよ。それで、結局それで入れなかった人、これが129人って急に増えてしまったんですね。あと、もう一つは、これはもうそういうところに行けないのはぜひいたくみたいな感じで、いつも私、ちょっとね、言葉はきついけれども、言わせてもらうのは、そういう切り方です。あと、もう一つは、先ほど言った企業主導型、あと、認可外ですね、こんなところが29という、あるんで、実態的には、むしろ去年よりもこの春は、本当に自分が願っている園に入れなかった方は逆に増えてしまったんじゃないかなと、待機児童はゼロですけれども。その辺について、私は非常に危惧しているんですけれども、その辺について感想はありますか。

○副委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 区の子供の出生数なんですけれども、昨年度から出生数が増加に転じているという状況がございします。そういったこともあるのかとは思いますが、今年4月の入園申請、申請自体が69件増えているという状況になってございします。そういった保育のニーズがもしかして今後高まっていくかもしれないというところと、あと、先ほどご報告いたしました保育料無償化の影響ですとか、区立保育園の預かり保育の拡充など、そういった保育ニーズに影響を与えてくる事柄があるかと認識しておりますので、そちらの変化を見極めながら、待機児童ゼロを継続できるように必要な定員確保に努めてまいりたいと考えてございします。

(副委員長退席、委員長着席)

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 いわゆるその特定の保育園を希望しているというので、待機児に入らないというものとか、あと、企業型、認可外、このようなところというのは、私はやはり、何ていう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

んですかね、正しいというか、正常な形じゃないとは思っております。そういう点では、子供の最善の利益、その保育の質をきちんと担保して、あと、その方の切実な願いに応えるという点では、やはり、ここ今まで、この3年よりも、むしろ少し保育のニーズというのかな、また違った形で増してんじゃないかと。先ほど出生率の問題はね、これはいいことなんですけれども、そういう点では、ぜひ注視しながら対策を講じていただきたいということだけ申し上げておきます。

○委員長 関連で。

本目委員。

◆本目さよ 委員 今の秋間委員の話の中で多分触れていなかったところがあって、2025年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の延長手続きが厳しくなっているはずなんです。入れなかったよと言ってただ言っているだけじゃ駄目で、ちゃんと証明書が必要だよとか、延長の給付金が多分足りないからみたいなのところも、足りないからなのか分からないですけれども、もらうためには結構厳しく見られるというところがあると思うんですけど、その影響とかも、もしかして何か特定園希望のところが増えて、そこで入れなかった人が増えている理由にあるのかなと思ったんですけれども、その辺は関係がないんでしょうか。分かりますか、分からないかな。

○委員長 児童保育課長、答えられますか。

児童保育課長。

○村松有希 児童保育課長 お答えいたします。

育児休業の延長に関する確認の方法が少し国の指導によって変わったという状況はございますが、そちらによって入園に対して何かこう変化があったという、そういった認識は今のところしておりません。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 自治体によっては、何ていうかな、育児休業を延長を希望しますみたいなのにチェックを入れてしまうと、給付金がもらえないよみたいな話も、ハローワークのほうでもらえないよみたいな話もインターネット上で出回っていたりするので、そこにチェックをせずに、例えば人気園だけ申し込んでおいて、落ちて、延長するみたいな人がいるのかしら、どうなのかしらというのがちょっと気になったので、そこもぜひ加味して、どういう保育、もちろん第1子無償化がまた始まるので、逆に早く復帰して預けようという人も増えるかもしれないし、その辺はニーズをぜひ見極めていただきたいなというふうに思います。

○委員長 ほかにございますか。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、保育所等における物価高騰への支援について、児童保育課長、報告願います。

児童保育課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎村松有希 児童保育課長 それでは、報告事項、教育委員会の4、保育所等における物価高騰への支援についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

初めに、項番1、概要です。令和4年度から、区は、保育所等に対し物価高騰への支援をしてまいりましたが、依然として光熱費等の上昇が続いており、今後の先行きも不透明な状況です。このため、施設がより安心して運営等を行えるよう支援を実施するものです。

項番2、支援の内容です。表左の列の施設に対し、表右の列の内容で支援をしてまいります。

なお、表の上3行及び一番下の行、一時預かり事業の一部については、東京都の保育所等物価高騰緊急対策事業及び認可外保育施設におけるサービスの質維持向上支援事業による10分の10の補助を活用してまいります。

項番3、実施期間は、令和7年4月から9月までです。

項番4、補正予算額（案）は、記載のとおりです。

最後に、項番5、今後の予定ですが、補正予算成立後から事業を実施してまいります。ご説明は以上です。よろしくお願いします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、谷中保育園隣接地の取得について、児童保育課長、報告願います。

児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 それでは、報告事項の教育委員会、5、谷中保育園隣接地の取得について、ご説明いたします。資料6をご覧ください。

初めに、項番1、取得の目的です。谷中保育園は、幅員4メートル未満の私道と私有地に面し、車両による搬入が制限されるほか、今後、改築をする場合には、建築基準法の規定により、園の敷地が現状より狭くなるといった課題がございます。そこで、隣接地を取得することで課題の解決を図りつつ、既存の敷地と合わせ、効果的に活用を図るものです。

項番2、取得予定地です。所在地は、上野桜木二丁目16番7号、面積は274.41平方メートルです。

項番3、補正予算額（案）は、記載のとおりです。

最後に、項番4、今後の予定です。企画総務委員会に報告した後、財産価格審議会を経て、取得に向けた手続を行う予定です。ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

本目委員。

◆本目さよ 委員 こちら大規模改修も大変だという話だったので、取得できるのはよかったなというふうに思うんですが、今回の土地だけではなくて、ほかの例えば、じゃあ、もうちょっとだけ谷中保育園、広いほうがいいよねとか、あとは、各保育園、各区有地、小学校とかも中学校とかも全てそんなに広くないので、その隣接地が出たら実は欲しいんだよねみたい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なのって、各所管で実はあるんじゃないかと思っています。例えば、障害福祉系の施設が足りないから、ここで土地が出たら本当は欲しいんですとか、いろいろな土地のニーズってあると思っていて、児童保育課に聞くことではないので、後ほどぜひ全庁的に伝えておいていただけたらと思うんですけれども、土地を取得するに、そもそも欲しいんだよねリストみたいなのが庁内でも用意しておいてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺、ぜひ、児童保育課長には、多分答えられないと思うので、担当課に伝えておいていただければと思います。

○委員長 経理課長。何て言うんだろう。

◎田淵俊樹 経理課長 今回、児童保育課のほうから、谷中保育園の課題解決のためにどうしても必要な土地だという要望がございまして、経理課のほうでもすぐに動いて、手続のほうを進めているところでございます。

ただいま委員からおっしゃいましたように、谷中保育園に限らず、行政ニーズとして必要な土地があれば、企画財政とも共有しながら、こちらのほう対応のほうは進めてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き、そういった土地の取得に向けては、必要に応じて検討のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

実際、土地の取得については、小学校とか中学校でいろいろニーズがあるのもこちらも把握していますし、実は私も、同じ小学校の区画にお家がある中で、その区画内でマンションが建てられるということで、学校といろいろあったこともよく存じていますので、そういったことは、ぜひ、決して悪い土地じゃないのであれば、前向きに検討いただければなと思い、勝手にすみません、委員長がしゃべってしまいましたが、以上で終わります。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、令和7年4月放課後対策事業の利用状況について、放課後対策担当課長、報告願います。

放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 それでは、令和7年4月放課後対策事業の利用状況についてご説明をいたします。資料7をご覧ください。

項番1、こどもクラブの利用状況です。表には、こどもクラブ名、定員、4月1日時点の利用者数、その学年別の内訳、最後に待機児童数を記載しております。表の一番下の行、合計をご覧ください。本年度の各こどもクラブの合計の定員は1,719名でございまして。前年度4月と比較して65名分増えてございます。利用者数の合計は1,572名で、前年度と比較して41名の増でございまして。

次に、表の一番右、本年4月1日時点の待機児童数ですが、54名でございまして。今年度から表欄外の米印に表記させていただきましたとおり、国基準、つまり近隣のクラブに空きがある

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

場合は待機児童数に含まないとする待機児童数を表記させていただき、待機児童数54名としております。待機となった方々には、入所可能なクラブや放課後子供教室、それから、児童館でのランドセル来館、小学校3年生までを対象としたベビーシッター利用支援事業をご案内しております。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。項番2、放課後子供教室登録状況でございます。

表には放課後子供教室実施校ごとに在籍児童数と、そのうち放課後子供教室の利用登録をされた登録者数、その学年別の内訳、そして、一番右端には、昨年、令和6年度の一日平均の参加者数を参考に記載させていただいております。今年度より新たに台東育英小学校、それから、富士小学校の2校で開始し、全17校で実施しております。また、忍岡小学校と谷中小学校に加えまして、上野小学校、平成小学校、浅草小学校の3校につきましても、実施時間の延長を行っております。

実施校の合計となります表の一番下の行をご覧ください。利用には毎年度登録が必要であり、4月末日現在の登録者数は、実施校全児童数6,191名のうち3,492名、約56.4%の児童が登録されております。登録者の傾向としましては、例年と同様、低学年の児童が多くなっている状況です。今後、第1回定例会の本委員会でご報告させていただきましたとおり、台東育英小学校区周辺に令和8年4月運営開始予定で定員40名程度の民設こどもクラブの誘致を1か所、さらに放課後子供教室の時間延長校の拡大などを含め、待機児童対策に取り組んでまいります。ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 やはり気になるのが待機児童数なんですね。今回、国基準に合わせたということになります。今までも国基準はあったというふうに聞いているんですね。ただ、今回、区が国の基準に合わせたのはなぜかということはどうなんですか。

○委員長 放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 お答えいたします。

これまで近隣に利用可能なクラブ、空きクラブがあっても、希望せず待機している場合も待機児童数に含めて国及び都に報告をしてまいりましたが、このたび、国及び東京都より、国の待機児童の考え方に沿って集計した数値で報告するように指示がございました。また、我々もこどもクラブの整備を進めてまいりましたが、多くの地域で複数のクラブが利用可能と言える状況になってきたこともありまして、集計方法を変更したものでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど保育所の待機児童のところもそうなんですけれども、実態をきちんと掌握できる。つまりその保育ニーズを正しく掌握するには、私、やはりその切実性だとか、あるいは今働いているその保護者の生活、あるいは子供たちの関係、家庭での保育、このような

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ものも含めて、やはり切実なニーズを正しく掌握するには、近隣に空きがあるのに、そこを希望しないで入らないから、これは待機児に入れないというのは、やはりこれは間違いであるというふうに私は思います。ですから、そういう点では、毎年これは聞かなければいけなくなってしまうんですね、保育と同じように。

そういう点では、ちょっと聞きますけれども、今回54ですけれども、前年のような基準でやった場合には何人になるのかということ。あと、逆に前年は121、その前の年は178というふうになっていますけれども、これを国基準にしたらそれぞれ何人になるか。これについて教えてください。

○委員長 放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 お答えいたします。

まず、前年までの基準で今年の待機児童数を申し上げますと、97人となります。また、令和6年でいいますと、121名とこれまでご報告してきたところ、国基準でいいますと81人、それから、前々年度、令和5年につきましては178名待機児童ということでしたが、国基準でいいますと150人という状況でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 いずれにしても減っているのは間違いなさそうですね。これだけ頑張っているんだもんね。だから、それは本当にご苦労さまというふうに申し上げたいところですが、やはりこどもクラブは第二の家庭であり、そして、なおかつ、学校にいる時間よりもはるかに長い時間、年間での時間からすればね。という点では、本当に子供にとってはまさに生活そのものの場なんで、そういう点では、やはりここを入れない実相というのは、やはり国基準にしたら薄まるんじゃないかという懸念だけね、毎回これ、質問せざるを得ないんですけど、ということだけ。ただ、今回、減ってはいるんで、頑張ってはきているということは評価しつつも、やはり国基準に合わせるべきじゃないなということを思っております。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

では、ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 案件第4、子育て及び若者支援について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 おはかりいたします。

案件第4、子育て及び若者支援については、重要な案件でありますので、引き続き調査をすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、氏名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 これをもちまして、子育て・若者支援特別委員会を閉会いたします。

午前11時31分閉会